

国民健康保険税の夜間特別納税窓口を開設

とき 12月26日(水)～28日(金)／午後5時～8時

ところ 市役所1階・国保年金課
問い合わせ 国保年金課 (☎29998-9131・FAX29998-9100)

労働相談のご案内

■一般労働相談

とき 12月12日(水)／午後1時～8時(最終相談：午後7時)

ところ 市役所2階203会議室
内容 就業規則・賃金・解雇・労働使の問題等
対象 勤労者、事業主等
相談員 埼玉県西部産業労働センター職員(午後1時～4時)、社会保険労務士(午後4時～8時)

◎予約制です(当日予約可)。また、申し込み・問い合わせ ラーク所沢

就業規則・給料明細・離職票等、資料があれば持参してください。

申し込み・問い合わせ 12月3日(月)から商工労政課 (☎29998-9155・FAX29998-9162)

■若年労働者キャリア形成支援・相談事業(ヤングキャリア・ナビゲーション)

とき 第5土曜日を除く毎週土曜日／午後1時～4時
ところ ラーク所沢(花園2-2400-4)

対象 おおむね35歳までの勤労者・求職者、将来について考える大学生・高校生等、および子どもの就職で悩む保護者(市外の方も利用可)

◎予約制です(当日予約可)。相談時間は1人約50分です。
相談員 産業力カウンセラー
申し込み・問い合わせ ラーク所沢

道路を快適に利用するために

■段差ブロック等の撤去

自動車の出入りのため、車庫前などの道路に段差ブロックや鉄板などを置く、歩行者や自転車等の通行の妨げになり交通事故の原因にもなります。実際に段差ブロック等による事故も発生しており、事故を未然に防ぐため、道路上の段差ブロック等は撤去してください。

道路上の段差を解消するためには、工事費は自費となりますが、市へ申請することにより、歩道や側溝の切り下げ工事を施工することができ、安全で快適な道路環境づくりのため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■樹木の剪定

道路にはみ出した樹木は、歩行者や自転車の通行の妨げになります。また、交通標識の確認ができず、交通事故の原因にもなります。定期的な樹木の剪定にご協力ください。

問い合わせ 道路維持課 (☎29998-9168・FAX29998-9152)

製造事業所の皆さんへ 工業統計調査にご協力を

12月から1月にかけて工業統計調査が行われます。調査員が各事業所等へ直接伺います。

ご協力をお願いします。
問い合わせ 情報統計課 (☎29998-9036・FAX29998-9150)

下水道排水設備指定工事店の指定

▼アックアークス平河設備(東所沢)

固定資産税・都市計画税の課税に関するお知らせ

■住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ

平成20年1月1日(賦課期日)において住宅を建て替え中(未完成)の土地で、次の①～⑥の要件をすべて満たす土地については、住宅用地としての軽減措置を継続します。

- ①平成19年1月1日に住宅があったこと(住宅用地であったこと)
- ②平成20年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
- ③平成20年12月31日までに住宅が完成すること
- ④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
- ⑤原則として、平成19年1月1日と20年1月1日の土地所有者が同じであること(共有となっても可)
- ⑥原則として、平成19年1月1日と20年1月1日の住宅所有者が同じ

■住宅用地に係る軽減措置

小規模住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の6分の1、都市計画税は3分の1を上限とします。

そのほかの住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の3分の1、都市計画税は3分の2を上限とします。

◎小規模住宅用地とは、住宅用地のうち200㎡までの部分をいい、そのほかの住宅用地とは200㎡を超える部分で、家屋の床面積の10倍までの部分をいいます。

■改修に伴う家屋の減額措置

①耐震改修に係る減額措置
昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成18年1月1日から27年12月31日までの間に耐震改修工事(改修費用が30万円以上)を行った

場合、一定期間の固定資産税の2分の1が減額になります。

◎改修年度により減額期間が異なります。

②バリアフリー改修に伴う減額措置
平成19年1月1日以前に建築された住宅で、平成19年4月1日から22年3月31日までの間に住宅部分を高齢者または障害をお持ちの方に、一定のバリアフリー改修工事(改修費用が30万円以上)を行った場合、翌年度分の固定資産税の3分の1が減額になります。

◎いずれも工事が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

■固定資産の調査にご協力を

次の調査にご協力をお願いします。
土地調査 土地の分筆・合筆等に併せて、固定資産税の評価額算定のために行う調査

2-33-1 / ☎2944-9008(8)

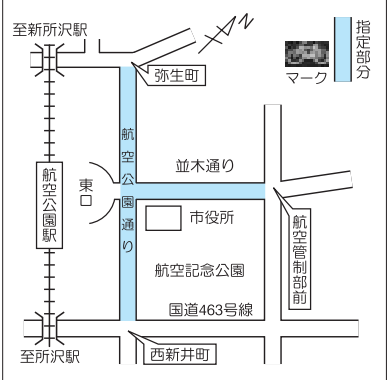
問い合わせ 下水道総務課 (☎29998-9213・FAX29998-9408)

自転車通行部分を指定

航空公園駅東側の歩道に自転車の通行部分(左図参照)を指定しました。自転車をご利用の際は、指定された部分を徐行して通行してください。また、歩行者の進行を妨げるときは、一時停止してください。

なお、歩行者の方は歩行者通行部分を歩きましょう。

◎指定部分はマーク(左図参照)で示されています。



問い合わせ 所沢警察署交通課 (☎29996-0110)

中小企業経営者向け金融・経営無料よび相談会

とき 12月7日(金)、1月4日(金) / いずれも午後1時30分～4時30分
ところ 市役所2階203会議室
対象 中小企業経営者(個人・法人問わず)

◎相談の予約は申込順です。また、相談時間の目安は1時間です。

申し込み・問い合わせ 商工労政課 (☎29998-9155・FAX29998-9162) / 電話・FAX (☎29998-9406)

平成19年度難病見舞金

埼玉県が指定した指定疾患で治療を受けている方に、1年度ごとに1回2万5千円の見舞金を支給してい

ます。該当する方は平成20年3月31日までに申請してください。

対象 市内に住所を有し、指定特定(疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証)の交付を受けている方(所沢市重度心身障害福祉手当受給者を除く)

持ち物 ①指定(特定)疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証②印鑑③振込先金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を除く)の本店名・口座番号がわかるもの(18歳以上の方は本人名義の口座)
◎見舞金の申請は毎年度必要です。
申請先・問い合わせ 市役所1階・障害福祉課 (☎29998-9116・FAX29998-1147)

障がい者出前なんでも相談

障がいのある方を対象に、身のまわりのことなどの相談に応じます。とき・ところ

ところ	1月	2月	3月
吾妻公民館	5日(土)		22日(土)
新所沢東公民館	12日(土)		29日(土)
新所沢公民館	19日(土)		
柳瀬公民館	26日(土)		
文化会館		2日(土)	
並木公民館		9日(土)	
小手指公民館分館		16日(土)	
松井公民館		23日(土)	
三ヶ島公民館			1日(土)
富岡公民館			8日(土)
山口公民館			15日(土)

◎事前に電話またはFAXでの予約が必要です。相談時間はいずれも午後1時から4時までです。

申し込み・問い合わせ ▼障害者生活支援センター・所沢しあわせの里 (☎2921-5566・FAX2921-6666) / ▼生活支援センター・さぼっ(☎29992-7888) / ▼地域生活支援センター・ほびり(☎090-22636-5517・FAX2924-3300)

▼地域生活支援センター・所沢へん(☎0505993-0000)

●「消費者トラブル・注意報」はお休みしました。